

O₂の新しい探査装置も携えていたわけありますが、団長が報道で言つておりましたけれども、これほど到着がおくれるとは思わなかつた、悔しい思いをしているというような報道もされてゐるわけでありまして、本当に困難な救助活動ではなかつたのかなと推察をするわけであります。

ぜひとも、帰りましたら、消防庁におきましては、派遣隊員から聞き取りなどをしっかりと行つて、まさに今回初めての出来事でありますから、今後に備えていただきたいというふうに思いました。

いずれにしても、あれほど対日批判がありましたが中国ネットでも一様に歓迎をされているわけであります。隣国との友好を深める、あるいは我が國の人的な貢献を国際社会で示す上で、大変重要な活動であつたと思うわけであります。

今回の国際消防救助隊の活動の動向も踏まえて、総務大臣の所感を最初にお伺いしたいと思います。

○増田国務大臣 私からも、このたび中国で被災された皆様方に対して、心からお悔やみを申し上げたいというふうに思います。

そして、今お尋ねの国際消防救助隊員十七名、現地の方に参りました。全体として、国際緊急援助隊三十一名の中で、中核となつて、昼夜を問はず懸命な救出活動に当たつてくれました。これまでのところ、十六名を救出いたしましたけれども、残念ながら、生存しておられる方はいなかつたということです。しかし、今先生からお話しのとおり、彼らの献身的な活動といいますものは、中國国民にもしっかりと伝わつたと思いますし、また、感謝の念を持つて受け入れられたものというふうに思つております。隊員の現地での本当に厳しい状況の中での奮闘に、心から私は敬意を表したいと思います。

現地の方から撤収をいたしまして、あした朝、成田に帰つてくる。こういう話を聞いておりますので、大変疲れていることだろうというふうに思つてあります。この解説式を終わつた後、

隊員の皆さん方に総務省の方に来ていただきまして、私も直接彼らから現地での活動の様子などを聞きたい。そして、このことは、今回十六回目の派遣ということでありますけれども、必ずや、また今後にも生かされるものがあるであろうと思います。

まちろん、まず敬意を表し、そして、ねぎらいの意味も兼ねまして、直接彼らにお会いをいたしまして、現地での活動の様子をお聞きしたいといふふうに思つておるところでございますが、その後、彼らからいろいろ聞き取りましたことを含めて、必ず今後に生かしていきたいと思つてゐるところでございます。

○柳屋委員 今回の中国の大地震、改めて、あのサイクロンもそうでありますけれども、自然の猛威、自然災害の恐ろしさを、我が国国民も、我々も痛感させられたわけであります。

そこで、我が国の対応でありますけれども、從前から、東海地震、東南海・南海地震あるいは首都直下型の地震、いつ起きるかわからない、切迫な状況だということはいろいろ言われているわけですが、二千の活断層がある我が国であります、いつどこで同じような災害が起きるかわからない、こういう状況であります。今回提案されております法案の緊急消防援助隊、これは阪神・淡路大震災の教訓で行われた、いわゆる広域支援のスキームであるというふうに思つております。趣旨説明でありますように、一県だけでなく、県内の移動というような改正というのは、私はぜひとも必要であろう、そのための体制づくりということをやつていただきることは極めて重要な改正だと評価しております。

同時に、中国の大地震を目の当たりにした我が国として、こうした機動力の向上に加えまして、体制の拡充といいましょうか、そして装備の拡充、そうしたことによりさらに取り組む必要があると、いうふうに思つておりますが、総務大臣の御所見

をお伺いしたいと思います。

○増田国務大臣 今先生御案内とのおり、東海地震、東南海・南海地震、それから首都直下地震、この大地震の切迫性が指摘されているわけでござりますので、こうしたことに対する備えといふのは国家の基本的な責務。そして、まさに緊急消防援助隊の充実強化ということはそういう国家の責務として行つていかなければならないものの、こういうふうに思つてあります。

今お話をございましたとおり、二十年の四月一日現在、三千九百六十隊、四万六千人の規模の登録がござりますが、今年度末までに四千隊規模の登録を目指しております。ほほ達成できるものでございますので、国として必要な財政支援を考えておりますが、そういう数だけではなくて、内容の、体制の一層の充実ということが必要でございますので、国として必要な財政支援をしっかりと行つて、その体制の一層の充実に努めたい。

それから、訓練もまた大事でございます。そこで、全国合同訓練、あるいはブロック合同訓練を毎年実施をしてございますけれども、今後もより実践的な訓練を、公共団体の協力もいただきながら、さらには自衛隊、海上保安庁などの関係機関と連携して行つて、名実ともに体制の充実を図つていただきたい、このように考えております。

○柳屋委員 まさに大臣おつしやつたように、訓練ということが私は極めて大事だと思っております。とりわけ、広域の活動ということになります。とりわけ、広域の活動といふことになりますと、地震は本当に忘れたころにやつてくるわけであります。こうした中国の大震災を目の当たりにしたときにこそ、改めて思いを新たにする。

私は、鳥取の西部地震を経験しました。その日のうちに現場に行きましたけれども、今はおやめになつた片山知事、ちょうどあの地域で自衛隊も含めて訓練をしていていたということがあつて、その訓練が本当に生かされたということで、私は、初

ておきたいと思います。

続きました。そういう緊急消防援助隊などの常備消防の充実、拡充とともに、地域に根差した消防団の役割であります。

特に大規模災害の場合、住民の安全確保のため、消火、救助活動あるいは住民の避難誘導などは、今、中国の報道を見ても毎日のようにテレビでありますけれども、ボランティアの活動でありますとか、住民組織といいましょうか、そうした活動というのは本当に不可欠であります。

我が国においては、私はやはり消防団の存在というものは本当に大事だらうと思つておりますが、しかし、私が言うまでもありません。ここにいる議員が、多くの議員の皆さんが出初め式に出でられるわけでありまして、消防職員の皆さんのが労苦というものを年に一回は皆肌で感じるわけであります。出初め式に出でておりますと、やはり年々数が減つてゐるといいましようか、あるいは地域の高齢化の中で本当に苦労されているという実態を聞くんですね。

私の山口県では、たまさか合併が物すごい進んだのですから、全体としては大規模になつたようを感じるわけであります。全国で九十万を既に割つているというデータもあるわけであります。出初め式に出でておりますと、やはり地域の高齢化の中で本当に苦労されているという実態を聞くんですね。

私は、鳥取の西部地震を経験しました。その日

までの数が減つてゐるといいましようか、あるいは

地域の高齢化の中で本当に苦労されているとい

う実態を聞くんですね。

私は、鳥取の西部地震を経験しました。その日

のうちに現場に行きましたけれども、今はおやめ

になつた片山知事、ちょうどあの地域で自衛隊も

含めて訓練をしていていたということがあつて、その

訓練が本当に生かされたということで、私は、初

ておきたいと思います。

まず、団員の数というものは大変重要な要素だ

と思うわけですが、今お話をございましたとおり、

九十万を割るという状況、一時期二百万を超える

ほどのたわけですから、そういう意味では、この

現実をやはり何とかして打破していかなければな

らないというふうに思います。この活動環境を整

備したり、消防団活動への理解促進を図る、団員

まして質問をしていきたいと考えております。質問に入る前に、総務大臣、けさも私ども民主党の総務部門会議で問題になりました社会保険庁第三者委員会に関する問題でございますが、これは国民の年金に対する権利の問題でございましたて、総務省の対応は非常に問題が多いというふうに感じておりますので、総務大臣の方に一言抗議の申し出をさせていただきたい。御答弁は必要でございませんので、申し上げさせていただきたいと思います。

それから、これもきょう参議院の方で取り上げられました電波利用料のことです。

大臣、私も質問させていただきたわけですが、それとも具体的に取り上げられたわけですが、参議院の方で具体的に取り上げられたわけですが、もう既にインターネット等では、「総務省よお前もか」というふうな記事が流れたりもいたしております。

そこで、大臣に、通告しておりませんがお伺いしたいんですけども、二〇〇八年度はもうこういうことをやつてないというような話もどこかで書かれておりますが、これは、指摘されるのが今回だということで、事前に大臣はもうこういうことをやつていた事実はわかつておつたということですか。大臣、いかがですか。

○増田国務大臣 私の方に報告が来たのは今月に入つてからだつたかと思いますけれども、きのう、おとといの話ではなくて、一、二週間ぐらいいままで書かれております、きょう新聞等に出でおりましたよなああいうものが含まれている、そういうふうな報道ではなくて、レクリエーション費で不適正な使われ方をしているものがある、こういう報告がありました。

いずれにしても、使途について、電波利用料でござりますので電波の利用の目的のために使うものでありますから、当然こういったことについて支出はあつてはならないわけであります。理解を得られるようなそういうものでなければ何事においてもいけないわけでありますので、そうしたも

て、総務省の対応は非常に問題が多いというふうに感じておりますので、総務大臣の方に一言抗議の申し出をさせていただきたい。御答弁は必要でございませんので、申し上げさせていただきたいと思います。

それから、これもきょう参議院の方で取り上げられました電波利用料のことです。

大臣、私も質問させていただきたわけですが、それとも具体的に取り上げられたわけですが、参議院の方で具体的に取り上げられたわけですが、もう既にインターネット等では、「総務省よお前もか」というふうな記事が流れたりもいたしております。

そこで、大臣に、通告しておりませんがお伺いしたいんですけども、二〇〇八年度はもうこういうことをやつてないというような話もどこかで書かれております、きょう新聞等に出でおりましたよなああいうものが含まれている、そういうふうな報道ではなくて、レクリエーション費で不適正な使われ方をしているものがある、こういう報告がありました。

これまでかなり国会でも審議された道路特定財源にも大変似ている側面もあって、私、ちょっとだけお話をさせていただきます。

不思議でならないのは、大臣が着任をされて、前提出して、やはり同じような、道路特定財源に似たような性格のあるこういった財源、これが知らない間にそういう不適切な使途に向かっている可能性というのは十分想像できただんじゃないかなというふうな感じもするわけですね。

最近はいろいろ内部からも告発してくださるような方々もふえてきているようでございまして、徐々にこういったことが国民の知るところになるわけでございますが、大臣のようなお立場にならざれば、最初からまず疑つて、やはりこれは、いろいろしっかりと調べれば、まさに直接的に御自分でわかる立場にあるわけですから、今月にわかつたということですが、そこら辺がどうも私はひつかかりを覚えるわけですね。

これだけ公務員がいろいろ言われて、片っ方で、公務員バッティングをしていたつて世の中よくならないという話を開くわけですから、こういうことがまた起きると、世論の風潮としては、やはり悪いことをあちこちでやつていて、その辺がどうも私はひつかかりを覚えるわけですね。

そういう中でこの使途が明らかになつたということですけれども、これはもちろん不適正な支出があるというふうに思つておますが、こうしたことを通じてより一層の制度の透明性を確保する、それから、やはり御負担いただく方の理解、限度を超えるものは厳しく戒めていくというふうなことを改めて、今回のことによつて全員が確認するようにしていきたいと思つております。

○田嶋(要)委員 本当に残念なりませんし、今のお話を伺いしていれば、大臣も欺かれていたということですね。正しい報告を受けていかつたということです。正しい報告を受けていかつたということです。これが実態だというふうに思います。

本題ではございませんので、法案の関係の質問に入らせていただきます。

先ほど、冒頭申し上げました、アジアの国々で大変な自然災害が起きているわけでございました。電波利用料も適正な支出が明らかになりました。電波利用料も目的税でありますので、そういう意味では性格がかなり似通つた部分もありますので、私の方から行なわれようとしておるわけでござりますが、消防署からいただいた資料を私が手元で、きょうは

おきました。きちんと使われているという報告を受けおりました。当然、税金の使われ方として、すべてにおいて問いただすことが必要であります。特にこの電波利用料につきましては、議論も大変似ている側面もあって、私、ちょっとだけお話をさせていただきます。

これまでかなり国会でも審議された道路特定財源にも大変似ている側面もあって、私、ちょっとだけお話をさせていただきます。

私は、当委員会でも申し上げましたが、予算のときにはいろいろ獲得するときに、どういう目的で使うかということではなくて、やはり決算も含めてきちんとどういう使われ方をしたかということを世の中に出すということが大事でありますし、そのためには資料もオープンしていくということが理解を得るために必要不可欠でありますので、そのう一面で、この電波利用料の使途を明らかにするようなことについて、オープンしていく、使途を明確化していくということは必ずやつていかなければならぬというものであろうと思いま

す。

そういう中でこの使途が明らかになつたということですけれども、これはもちろん不適正な支出があるというふうに思つておますが、こうしたことを通じてより一層の制度の透明性を確保する、それから、やはり御負担いただく方の理解、限度を超えるものは厳しく戒めていくというふうなことを改めて、今回のことによつて全員が確認するようにしていきたいと思つております。

○田嶋(要)委員 本当に残念なりませんし、今のお話を伺いしていれば、大臣も欺かれていたということですね。正しい報告を受けていかつたということです。これが実態だと

このグラフを見て、調査権限あるいは調査の拡充することは結構なことでございますので反対をするものではありませんが、大変素朴な疑問として、平成六年からもう既に十年以上にわたつて、言つてみれば激増をしているという実態があるわけでございました。先ほど、与党の委員の御質問の中でも、時がかなり遅かったのではないかというふうな御指摘がございましたが、この平成六年からの大きな傾向の変化と、いうものに関して手をこまねいでただけのようないい印象も受けるわけではありません。私はかなりそこには不作為があつたのではないかという印象を受けるわけですが、どういう御認識でいらっしゃるか、御答弁いただきたいと思います。

○荒木政府参考人 消防庁では、平成六年に、容量一千キロリットル以上のタンクの耐震基準を強化いたしましたところであります。また、平成十一年には、容量が五百キロリットル以上一千キロリットル未満のタンクにつきましても耐震基準を強化いたしましたところであります。また、平成十二年には、容量が五百キロリットル以上一千キロリットル未満のタンクにつきましても耐震基準を強化いたしましたところであります。また、平成十三年には、容量が五百キロリットル以上一千キロリットル未満のタンクにつきましても耐震基準を強化いたしましたところであります。また、平成十四年には、定期的にタンクを開放して検査、点検を行うこととしているところでござります。

これに加えまして、今回の法改正によりまして、危険物流出事故等の原因調査制度を整備し、事故原因を正確に調査できるようにすることによりまして、技術基準の見直し、点検技術の向上を図り、大地震の際の重大事故の未然防止に努めてまいりたいと考えておるところでござります。

○田嶋(要)委員 いろいろ耐震強化をされてきた防府からいた資料を私が手元で、きょうは

す。

典型的な例として、この屋外貯蔵タンク、今回的一つの構造物でございますが、全国に今御指摘された三つの区分けでおよそ一万千瓦所弱あるわけござりますけれども、今その耐震化率というのはどうのぐらいでございますか。

○荒木政府参考人　お答えします。

容量一万キロリットル以上のタンクの耐震改修期限は平成二十二年十二月末となつておりますて、平成十九年三月末現在で、新しい基準への適合が必要なタンク、千七百七十九基ございますが、このうち八六%に当たります千五百三十三基が改修済みでございます。

次に、容量一千キロリットル以上一万キロリットル未満のタンクの耐震改修期限は平成二十五年十二月末となつておりますて、同じく十九年三月末でございますのが、四千四百五十二のうちで適合しておりますのが、四千四百五十二のうち五七%の二千五百三十七基でございます。

また、容量五百以上一千キロリットル未満のタンクにつきましては、十九年三月末現在で、こちらは耐震の改修期限が平成二十九年三月末でございますが、三千六百三十三基のうち二〇%に当たります七百三十四基が改修済みでございます。

○田嶋(要)委員　一言で言いますと、四九%の耐震化率だというふうに計算されるわけでございます。これは、消防庁でございますから、まさにこういった大災害のときに先頭を走って頑張っていたら役所でございますが、この耐震化率四九%、これをどう評価するか。ちょっとほかの役所のいろいろな構造物関係も調べてみました。大臣、聞いていただきたいと思いますが、公立の小学校、特に今中国のああいう悲惨な状況を見て、我が国はどうかなということで調べてみましたら、日本全国平均五九%。大体同じぐらいの耐震化率で、公共の建物、市役所等の建物も六割近い耐震化率になっております。

それからさらに、生命の危険がある公共の乗り物という意味では、新聞の記事によりますと、新

幹線なども九割から限りなく一〇〇%に近い。それから、東京、いつも私も走っていて大丈夫かなと思つておるんですが、首都高に関して言えば、国土交通省の報告によりますと一〇〇%の耐震化ができるでいるという報告を受けました。

そういうのを見ておりますと、旗振り役であるはずの消防庁の所管である部分、これは経産省も入るんでしようけれども、若干、何か調査権限だつて強化して、肝心のこういつた耐震化を進めていくという部分が少し緩慢な印象を私は受けたわけでございます。

先ほど、タンクの種別によって強化をしたといふことで、改修の期限を繰り上げたということです。そこで、消防庁長官、お伺いしたいんですが、今回のこの法律改正は、なぜこういう法律改正をするのかといふ書きのところを見ますと、やはり大地震、先ほども出ておりましたが、いろいろな地域で大地震が起きる、マグニチュードが八な

いしは七の大地震が日本の首都直下型を含めあちこちで起きる予想がされている。三十年以内に起きた大災害のとき、いつた大災害のとき、先頭を走つて頑張つていたら役所でございますが、この耐震化率四九%、これをどう評価するか。ちょっとほかの役所のいろいろな構造物関係も調べてみました。大臣、聞いていただきたいと思いますが、公立の小学校、特に今中国のああいう悲惨な状況を見て、我が国はどうかなということで調べてみましたら、日本全国平均五九%。大体同じぐらいの耐震化率で、公共の建物、市役所等の建物も六割近い耐震化率になつております。

○田嶋(要)委員　一言で言いますと、四九%の耐震化率だというふうに計算されるわけでございます。

振り役でなければいけない消防庁の所管の、確かに相手は民間の企業でございますので經營や財政上の問題もあるかもしませんが、ちょっと印象としては、調査権限だけ強化する法律改正でいいのかなという心配も私あるわけでございますが、その御認識をいただきたいと思います。

○荒木政府参考人　ただいま委員からも御指摘ございましたように、我が国の場合には、いつどこで大きな地震があるかわからないという国でございますので、消防庁としましては、できるだけ早くそういう事態に備えて屋外タンクの貯蔵所の耐震化等には取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

先ほど申しましたように、私ども、平成六年、平成十一年にその耐震化の基準をつくりました。その後、平成十五年の十勝沖地震でのようになりますが、二年ないし三年の繰り直しが必要ということでございましたので、翌平成十六年に、耐震の改修期限を、先ほどのランクごとに若干異なりますが、二年ないし三年の繰り上げをするということで、企業の方々にも御理解いただいて繰り上げ措置を講じたところでございます。

いずれにしても、消防庁としましては、負担の少ない耐震工法、これも企業の方々に早く取り組んでいただきために大切なことでありますので、それにつきましても専門家の方々の意見もいただいて今鋭意検討しておりますが、そういうことも積み重ねまして、できるだけ早く取り組んでいただけるようにこれからも努めてまいりましたいと思っております。

○田嶋(要)委員　小学校や中学校の耐震化ももちろん大変重要ですが、消防庁の今回の施策も、大地震の際に重大事故が起きるのを未然に防止するための対策であるといふうにうたつておるわけですね。うたい文句はそういうことなんですが、中身がいま一つ貧弱な感じがするわけです。

消防庁長官、これは改修期限、平成二十九年、

係する企業はみんな嫌がりますよ。しかし、予防は常に治療よりコストはかかるはずですね、医療でも何でも同じだと思いますが、やはり起きてしまつては遅過ぎる。これは三十年以内に八割の確率で起きると言われているんですから。いつ起きてもおかしくないという別の表現もございます。

○荒木政府参考人　白書の中に、それはやはり、あと九年、ほぼ十年ですね、そんなのんびりしたことでいいんでしょうか。改修期限をもう少し繰り上げていただくことを御答弁いただけますか。

○荒木政府参考人　私ども先ほど申し上げておりますように、平成六年、平成十一年に基準を定めたところでございます。先ほど委員からも住宅でありますとか学校の耐震化の取り組みと比較しての議論がございましたが、基本的にやはり人がその中に居住する建造物と屋外貯蔵タンクは構造的にも異なるところがございまして、そういうことも踏まえて、先ほどの平成六年、平成十一年の時点で専門家の方々が、地震に対応するタンクの改修のあり方についてタンクの容量に応じまして期限を定めた、こういう経緯がございます。

しかしながら、その後、平成十六年に、先ほど申しましたように、十勝沖地震を契機としまして、二年ないし三年の繰り上げ措置を講じるといふことにした経緯がございます。

いずれにしても、私ども、できるだけ早くこれが進みますように関係業界にも要請をしてまいりたいと考へております。

○田嶋(要)委員　財政が厳しい市町村なども、学校の耐震化等、先ほど申しました平成二十二年、二十三年と目標設定して一〇〇%にしようとしているわけですね。そういう中で、私は非常に残念な御答弁だったと思います。起きてからでは遅いわけでございます。そして、相手が民間の企業であつても、何とか説得をして、少しでも前倒しを

していただきたい。

そして、もう一点御指摘を申し上げたいんです
が、これは財政的な事情が大きいと思うんですけど
れども、金融的な支援、サポートをするような施
策を具体的に考えていただけないでしょうか。

私は、やはり本当に縦割りというのは情けな
いなど思うんですけれどもね。情けないと言ふ
とちょっと語弊がありますが、縦割りの非常に難
しさというんですか、一つの施策の所管でありな
がら、お金の話になると突然所管が違うと言われ
ちゃうと困っちゃうわけです。これは、財務省が
イニシアチブをとつてこういう分野の資金繰りを
サポートするような施策なんて考えるはずがあり
ませんよ。

だから、まさにこういったことで一日も早く耐
震化を強化しなきゃいけない、しかし相手側の企
業も悲鳴を上げている、何とかできないか。それ
を消防庁やあるいは経産省の方から話を持つて
いつて、まず検討してくださいよ。答えがないん
だつたら仕方がない。

しかし、ひょっとしたら……五百キロリットル
以上でかかる予算が一千万円ぐらいですか、大き
い一万キロリットル以上だと億の単位の改修コス
トがかかると聞いておりますが、しかし、事はい
つ起きるかわからない大地震ですよ。重大事故に
備えるための設備投資でございますから、それは
十分国が支援をする大義があるわけでございま
す。そういうことを総合的にぜひ、お金のこと
はようわからぬじやなくて、総合的に消防庁とし
てこの分野に関して御検討いただきたい。そのこ
とだけでもコミットいただけますか。

○荒木政府参考人 耐震改修促進を図るための事
業者等への経済的な支援策につきましては、関係
省庁とも十分連携をとりながら、必要に応じまし
て検討してまいりたいと考えております。

○田嶋(要)委員 ゼひ御検討ください、総合的な
観点から。

続きまして、法案に直接関係ございませんけれ
ども、先ほども同じテーマでございましたが、消
防団のことを私もお伺いさせていただきたいと思
います。

この消防団、私は、地域にとつて本当に重要
な、貴重な存在だというふうに思つております。

そして、昨今消防団の団員の数が減つてきて大変
なことになつてゐる、危機的な状況だというふう
な御指摘も受けるわけでございます。

そこで、ますお伺いします。客観的な事実を見
てみると、どうしたことなのかなということをも
う一度御答弁いただきたい。

すなわち、例えば過去十五年にわたる出火の件
数やその出火に伴う死者の数あるいは損害を受け
た額、すべて低減をしてきている。我が国はこの
十五年間は非常に以前よりもよくなつてきておる
状況がある。一方で、では消防団員と消防職員の
数の変動を見てみると、消防団員の数というの
はかなり減つてきていて、十五年前から比べると
およそ一割。一方、消防職員の方はおよそ一割ふ
えているという状況がある。

言つてみれば、消防団による消防からいわゆる
常備消防の方に徐々に軸足が移つてきておるわけ
ですが、しかし、我が国の消防に関する数値は統
計データとしてはよい方向に向かつてゐるわけ
でございます。

そこでお伺いいたします。

消防団員の数が減つてゐることが問題だとい
ふことです。一体それがなぜ問題なんでしょう
か。そして、どういう方向に持つていただきたいと考
えられておるのか、我が国の消防体制として目指
すイメージはどういうイメージなのか。その点に
關して、長官、お伺いしたいと思います。

○荒木政府参考人 我が国の消防団の団員の数で
ございますが、先ほど大臣からも御答弁の中にござ
いましたように、昭和二十年代後半に二百万人
おりましたものが今や九十万人を割るという状況
で、大変厳しい状況にございます。

○田嶋(要)委員 ゼひ御検討ください、総合的な
観点から。

模な地震が発生しておりますし、また豪雨や大規
模な台風等、風水害も相次いで発生する国情にござ
ります。今後におきましては、東海地震、東南
海・南海地震あるいは首都直下地震、これらの地
震の発生の切迫性が指摘されておりますなど、大
規模災害への備えが極めて重要な課題であると考
えております。

こうした大規模災害が発生した際には、住民の
安全を確保するためには常備の消防だけではこれ
はやはりどうしても足りませんので、即時の対応
力がある、あるいは要員の動員力におきまして
も、常備の消防は今十五万七千人ぐらいの職員数
ですが、先ほどのように消防団員は減つたとい
ましても九十万人おりますので、こういつた要員
の動員力、さらには地域に密着している、こう
いった特性を生かした消防団の存在は不可欠なもの
で、どうしても必要であると考えております。
このため、私ども消防庁では、全国で百万人以
上の団員を確保しようということを目標に掲げま
して、先ほど大臣からも御紹介ありましたような
機能別団員あるいは分団制度の導入、消防団協力
事業所表示制度の導入等々、新しい施策も取り入
れまして団員の確保に努めているところでござい
ます。

その中で、もう一点、私ども力を入れたいと
思つておりますのが女性の消防団員。今、一万六
千人ぐらいでございますが、これも、百万人のうち
十万人ぐらいを女性団員と。全体の団員は減つ
ていておりますが、女性の消防団員。今、一万六
千人ぐらいでございますが、これも、百万人のうち
十万人ぐらいを女性団員と。全体の団員は減つ
ていておりますが、女性の団員は毎年少しずつ着実にふ
えておりますので、これを力を入れてふやしてま
りたいと考えております。

○荒木政府参考人 火災の推移という統計データで
は状況は改善しているものの、未曾有の災害等に
備えてやはり必要だということですね。百万人と
いうことも具体的におっしゃつていただきまし
た。基本的に私も応援をしていきたいというスタ
ンスでございます。

それともう一つ、私は、この分野以外でも、例
えば民生委員、児童委員とか自治会とかあるいは

防犯パトロールのグループとか、基本的に自助、
共助をもつと強化できる社会、公助だけに頼つて
はもちろん財政的な侧面からもいられない時代で
すから、自助、共助をもつともつと促進する、失
われたそういう社会を取り戻していきたいという
ふうに考えております。

そこで、方向性は合つておると思うんですが、
今御指摘ありました機能別の団員に関するお伺い
をしたいと思います。

この機能別の団員が私もこれからの、サラリー
マンが七割になつてゐるという現状にあつては一
つの切り札だと思つますが、その団員をふやし
ていくアプローチ、もつと、私はこれも、おつ
しゃつたとおり未曾有の自然災害に備えて団員を
ふやさなきやいけないというのであれば、それは
十年計画、二十年計画ではちょっと悠長過ぎるん
じゃないかなという印象を受けておりまして、必
要だ、本当にこれから社会にとって重要な流
れを大きく変えていただきたいというふうに思
います。

そこで、この機能別の団員ですが、最低限拘束
をされる、一人前というんでしようか、消防団員
としていざというときに活動できるための身につ
けなきやいけない最初の研修等があると思うんで
す。それはどのぐらいの所要時間がかかります
か。

○荒木政府参考人 新たに消防団員となりました
方に對する研修等の時間でございますが、私ども
消防庁がお示ししております消防学校における初
任消防団員に対する教育訓練の標準的時間数は二
十四時間となつてゐるところでございます。

○田嶋(要)委員 八時間の研修を三日受けるとい
うことで、それなりにというか、基礎が学べるわ
けでございますね。そういう中でAEDの技術な
んかも身につけるということでございます。その
後は、火事が地域で起きたときに、自分の本業を
途中でやめて飛び出していかなければ。しかし、消
防職員と違つて消防団には三つの強みがあるとい

う話もお伺いしました。機動力というんですか、そういうものもある。ぜひこの部分、三日の研修である程度のことができるのであれば、もう少し積極的にこの機能別の団員をふやしていただきたいというふうに思います。

そこで、これは全く関係のない分野でございますが、ちょうど裁判員制度の裁判員と同じぐらいが、もうすぐ始まる裁判員制度でけれども、これは国民の義務ですよ。基本的には言われたらやらなきゃいけない。そして、裁判員制度の平均は、七割の裁判は三日間の拘束なんです。全くの素人が三日間義務を果たす。そして、ついでに言えば、そこでいただける日当も一日一万元、つまり三日間で三万元ですね。消防団の方も、年間もらっているお金が一番下のレベルで三万元ですね。

私が何を申し上げたいか。これはボランティアだけに頼つていなくていいんじゃないとか。これはいろいろな御意見があるかと思いますが、私の申し上げたいのは、では皆さん、マンションに住んでいると考えてみてください。マンションに住んでいれば、当然だれかが理事事をやらなきゃいけない。私もマンションにいますけれども、抽せんで理事をやるわけですよ。これはそのマンションに住んでいる人の義務ですよ。同様に、やはりその地域をみんなで守っていくということであれば、地域にいるみんなが負担をし合いながら支えていく、そういうふうな社会にできないのかなと私は思つておるわけでございます。

全く違う分野ですが、裁判員制度なるもので司法を國民に開かれたものにするということで、まさに國民の義務として法律改正がされて、そういう制度が間もなく、これは大変な國民の不安の中で船出をしようとしておるわけでございます。私は、それ以上とは仮にも申し上げませんけれども、しかし地域を守るこの消防団の活動も、なり手がない、なり手がないといって、一番の根っこである、やはりこれは情熱のあるボラン

ティアに、その気持ちはよくわかるわけでござりますが、ぜひそこを、地域の企業等も含めて、あれば、もう少し積極的にこの機能別の団員をふやしていただきたいというふうに思います。そこで、これは全く関係のない分野でございますが、ちょっと別で調べてみたんですが、ちようど裁判員制度の裁判員と同じぐらいが、もうすぐ始まる裁判員制度でござりますね。私が、ちょっと別で調べてみたんですが、ちようど裁判員制度の裁判員と同じぐらいが、もうすぐ始まる裁判員制度でござりますね。私は考えておりますが、その点、今、消防署長官、どういうようなお考えですか。

○荒木政府参考人 みずから地域はみずからで守るという発想に立ちまして、地域住民の方々が積極的に防災活動に取り組むということは大変重要な規定でございますように、「住民は、自ら災害対策基本法におきましても、その第七条第二項の規定にござりますように、『住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めなければならない』」という住民の責務が法上も規定されているところでございます。

営を維持されておつた。しかし今では、もうとにかく配付するのに精いづぱいで、そういう、お年寄りの皆さんと言葉を交わす余裕すらなくなつていく状況で、この二、三年のうちに地域がさま変わりをしていく様子に、今本当に心を痛めております。これは年金しかり、いろいろな問題があります。

そうした現状認識について、知事をされた大臣は今どのように思つておみえになりますのか、まづお聞かせください。

○増田国務大臣 お答え申し上げます。

我が國の社会の中で「ミユニティ」農村共同体、集落、いろいろな呼び方がありますけれど

も、そうしたものが地域の活動の中で大変重要な役割を果たしてきた、あるいは地域の中でも最後の、セーフティーネットのような機能も果たしてきたというふうに思つておりますと、都会では、隣にだれが住んでいるかわからないような匿名性の社会なんて言われていますが、そういう中で、むしろ地方部において、そういうコミュニティーがあるからこそ、こうした過疎化の中でも一定の地域社会が維持されてきた部分もあると思います。

先ほど來の議論の中でも消防団の話がございました。これはもう本当に献身的な、ある種ボランティア的な活動ですが、こうした人たちは、いざ火事というときにはすぐに出動するわけであります、またお祭りのときにもいろいろな役割を果たしたりということで、こういうコミュニティーがあつて初めて、まさに地方が成り立っていると言つても過言ではない、これは都市部でも同じだと思いますけれども、地域が成り立つていると言つても過言ではないというふうに思います。それが今、いろいろな原因、もちろん核家族化といったこともあるでしようし、それから少子高齢化ということもあるでしようし、それから産業構造の問題もあると思います、あるいは交通ネットワークの問題もあると思いますが、著しくそいういったコミュニティーの機能が廃れてきていると

といったような状況がある、そういう中でいかにしてコミュニティーを維持していくのか。そしてそれは、ただ単に維持するというか、そこの中でもさまざま行われている活動を通じてコミュニティーというものは形成され、そして維持されいくものですから、どういう活動を地域地域でいろいろ展開しているのか、あるいはそういったところへ参加する人たちをどういうふうに確保していくのかといつたいろいろな例を全国的にも交換しながら、私はやはりこういうコミュニティーが今後も地域社会の活動の最後の支えであってほしいと思います。

それはセーフティーネットだけでなく、地域のさまざまなものでいる皆さん方を豊かにしていくものでありますし、そのためにはコミュニティーを維持していく、あるいは活性化させていくという方策について真剣に考えていかなければならぬ、こういうふうに受けとめているところでござります。

やはりこうした地域の自主的な自治組織ですとか、そういうしたものに對しては交付税措置もきちんと講じなければいけませんし、それからさまざまな先進事例等をいろいろと交換し合って、活動を活発化しなければいけない。それから、やはり農林水産業というのはまさに、業としても当然見ていかなければならぬわけですが、地域のこういった活動もそうした農林水産業などを通じて行われていくわけでありますから、そういう意味で、消防団活動をもつときちんと維持していく上でも、こうした自治組織やコミュニティーの場というものは大変重要である。

ですから、農林水産業ということをいろいろ考えるときは、そういう業としていろいろ見るといふよりも、もっと地域全体の、農山漁村のあり方を含めて、よく地域の実態を見た上で、組織と活性化ということを考えていかなければならぬものというふうに考えます。

も危険物流出等の事故につきましては、消防機関におきましては調査を行つてきたところであります。新たな事務を課するものではなく、今回の改正により、より効果的な調査が行えるようになります。

したがいまして、消防庁としましては、今回の改正を契機に、危険物流出等の事故の効率的な原因調査が実施していただけますように、法案が成立した後、速やかに事故調査の具体的方法などを盛り込んだマニュアルを整備しまして、消防機関に周知徹底を図りますとともに、消防大학교等における教育カリキュラムの整備充実等にも努めてまいりたいと考えております。

さらに、今回の法改正の中で、調査を行う市町村長や都道府県知事から求めがあつた場合には、消防庁長官も調査ができるように措置をしているところでございます。

いずれにしましても、今回の法改正を受けまし

○森本委員 そういう意味では大変難しい問題であります。人口の集中していることと過疎地域に同じような法的な網をかけていくことは、これからは非常に大変なことが起こる。そのことを今私は指摘させていただいて、そうした考え方の中で、これから地域づくり、地域再生を目指していただきたいということをお願いを申しております。

あと、きょうは御出席をいただいて大変申しわけないんですが、地方分権につきましては時間がございましたら。

○森本委員 そうすると、今申し上げたスタッフと新たな財政措置の必要はないという。そこのところはどうですか。

○荒木政府参考人 そのように考えております。

○森本委員 それでは、緊急消防援助隊の機動力の強化などについて質問をさせていただきます。今大臣からもお話をありましたが、緊急消防援助隊員の登録は、平成十九年四月現在では三千七百五十一、今聞かせていただきました数字が少し減りました。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案の具体的な質疑に入らせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず、危険物施設における危険物の流出等の事故などに関する調査体制、そしてスタッフと新たな財源措置については必要なのかどうなのか、お聞かせください。

○荒木政府参考人 新たなスタッフの確保と財政措置についての御質問でございますが、これまで

変わつておるようでございますが四万四千人。しかし、この背景には、市町村の消防車両などの消防施設の整備に当たつて、緊急消防援助隊への登録を前提としなければ国の補助が得られないという仕組みになつてゐると聞いております。市町村は、国の補助をもらうために、国の基準に合わせた画一的なものになつたのではないか。市町村はこれまで、首長のカラーの中で、ある程度独自のカラーを持つておられたというふうに

思つておりますが、こうしたことが画一的なものになつてしまつて、私はいかがなものかといふふうに思つております。

ですから、前段で申し上げた、地方自治体のこうした独自のカラーを出していくのであれば、自財源として、消防、防災時への充当も検討をしていただきたいと思うわけですが、いかがでございますか。

○増田国務大臣 緊急消防援助隊以外の、いわゆる一般の消防車両等、装備の充実のお話かというふうに思いますけれども、これについては、以前、三位一体等の改革によつて一般財源化された部分がございます。ですから、今、こうした問題に、それぞれの自治体が地方税と地方交付税といふことで対応しているということでございますが、この中で、十八年度から、私どもの方で地方債と地方交付税による地方財政措置を講じています。これはかつての補助金相当分であります。一〇〇%交付税措置ということです。これはいろいろな段階がございますけれども、この点については一〇〇%交付税で措置をする。大変大事な地域の防災の関係でございますので、そういう財政措置を講じているところでございます。

したがいまして、今後、消防力の整備に支障がないようにしていかなければならぬわけでございまして、これは、地域の皆さん方にぜひこういったことを御理解いただくということと同時に、消防力の整備に支障のないようにしていきたい、車両等の整備に支障のないようにしていきたい、このように考えます。

○森本委員 それでは、長官、さつきの私の、国の基準の、画一的なものになつてしまつておるんじやないかということに対してはいかがですか。画一的なものと、私の申し上げたとおりによろしいんですね。それならもう答えは要りません。

○荒木政府参考人 現在、私ども、消防力につきましては、消防力の整備指針を設けまして、これを基準にしまして、各地方団体において所要の整備、消防力の整備を進めていただくようにお願ひ

しているところでございます。これにつきましては、平成十八年四月一日現在で申しますと、消防ポンプ自動車やはしご自動車などの消防車両につきましてはおおむね八七%から九七%の水準になりますが、消防職員については七六%という水準でございます。

これらの状況は、各市町村の現在の厳しい財政状況等によりまして、大幅な予算の確保、増額、あるいは人員の増加が困難なことが背景にはあるというふうに認識しているところでございます。

○森本委員 それと、今大臣のお答えいたいた中で、常備消防隊の補助をなくして、地方債を一〇〇%交付税の算入ということでよろしいですね、理解は。補助金がなくなつて地方債。

○荒木政府参考人 失礼いたしました。

緊急消防援助隊以外の消防車両等の整備につきましては、先ほど大臣からも御説明がございましたように、平成十八年度から、地方債と地方交付税措置によります地方財政措置を講じているところでございます。

○森本委員 これは、大臣、地方では今まで、地方債を交付税で後から見てあげるという制度は信頼はされておらないんですよ。ですから、補助金をもらつた方が、地方の財政としては安定もしまずし、安心なんですね。今まで、交付税算入をされるからということで、その交付税がどの部分にしっかりと入つておるということは、ここへ来て交付税が五兆円も下がつていくと、どれがどれかわからないような状況の中で、こうした独自の消防体制をとれない状況に今地方はある。

○荒木政府参考人 消防力の整備指針と現在の整備の水準との乖離の状況でございますが、平成十八年四月一日現在で、主要な施設等について申し上げますと、消防ポンプ自動車につきましては九六%の整備率でございます。はしご自動車につきましては八八%，化学消防車八七・九%，救助工作車八七・一%，救急自動車九七・三%，消防有利八〇・六%，消防職員、これは先ほどもちよつと触れましたが、七六%，こういった状況でございます。

○森本委員 それでは次に、消防費の算定に新型交付税は導入されていないということはなぜか、

のは大変重要な、これは全国共通の課題だらうと

いうふうに思うんです、一般論として言えます。

○久保政府参考人 委員御案内のように、いわゆる新型交付税、平成十九年度から導入をしております。法律用語としては、包括算定経費、こう呼んでおりますけれども、これは、国の義務づけと

ができます。

補助金などで國から財源を地方に移転するというものは望ましくなくて、やはり、こういつた場合には、できるだけ地方の一般財源の中で地方の判断ができるような形で措置していくのがいいのでは

ないか。

そこで、確かに、地方交付税が大変急激に削減をされてきたということがあつて、今回のものについては一〇〇%地方交付税措置をしているわけであります。大変交付税が削減されたがゆえに、先ほど先生お話をございましたとおり、どうも後から措置したということが信用ならぬという声を、実際に私も多くの方々からお伺いしているところであります。

ですから、ここは、地方税の確保ということにしつかりと全力を挙げていくということにした上で、各自治体がこうした防災面などの備えを確実に行つていただけるように、こういうふうにしていきたいというふうに考えます。

○森本委員 ありがとうございます。これは省でいろいろな数字が変わつてくるということになりますので、算定基準を明確に、この面積の倍の面積があるからこうだ、ということは非常に難しいと思うのですが、少なくとも、山火事対応とか、こうした常備消防隊の動きを見ても、このあたりはもう少し面積換算を取り入れていただく方がいいという定基準を示していただきたいな。

今は補正係数でやりますが、これは省でいろいろな数字が変わつてくるということになりますね、しかし山火事等の対応のために常備消防隊を設置してほしい、そうした中で、しつかりした算定基準を示していただきたい。

○森本委員 このところをなぜこのように申し上げるかといいますと、消防費は人口だけです、しかし山火事等の対応のために常備消防隊を設置してほしい、そうした中で、しつかりした算定基準を示していただきたい。

○久保政府参考人 ここでのところをなぜこのように申し上げるかといいますと、消防費は人口だけです、算定基準を明確に、この面積の倍の面積があるからこうだ、ということは非常に難しいと思うのですが、少なくとも、山火事対応とか、こうした常備消防隊の動きを見ても、このあたりはもう少し面積換算を取り入れていただく方がいいというふうに私は認識をしておるんですが、いかがですか。

○久保政府参考人 消防力の整備指針を見てみますと、算定基準として、例えば消防署の数とか消防ポンプ車、これは市街地人口に基づいて算定がされております。また、救急車、これは管内人口に基づいて算定されているといったような形で、人口というのはかなり大きな要素を占めているということで、私ども、単位費用といたしましては人口ということを基準に、そしてただいま委員御指摘のように一定の補正を行つておるということ

でございます。

例えれば消防団員の報酬でございますとか消防自

動車の燃料費といったような、面積に応じて増加するであろう経費につきましては、標準団体の人口密度、これを二百人というふうに算定いたしました。そして、二百人未満の団体につきまして密度補正を行つて割り増しをしている、これは御指摘のありましたとおりでございます。

そして、現在、ここ数年間で全国各地で合併が進んでおりまして、広域合併によりまして、だだいまお話をあつたような形で著しく面積が大きくなつた地方公共団体、市町村、これが多々ござります。そして、そうしたところの消防行政に関します基準財政需要額の算定につきましては面積の要素を勘案する必要性が特に高まつているという御指摘がある、私どもこれは十分承知をしております。

当面は、こうした団体につきましては合併による算定の特例、いわゆる合併算定がえでございません、合併前の市町村ごとに財源不足をはじめ、これを適用して対応するということにしておりませんけれども、今後、やはり、そういう団体の状況がどうなつていくのかということにつきましては、私どもも地方公共団体の御意見を伺いながら適切な算定というのを心がけていきたいと考えております。

○森本委員 それで大臣、これは少し方向も違うわけであります、今まで前段に申し上げた地域の状況、市場化テスト、消防も予算がある程度、今の設備については八〇以上整備されておりますから、ここをどう評価するかは別として及第点が与えられるんだろうというふうに思いますが、地方行政の改革の中で、指定管理者制度とかいろいろな状況の中でこの消防団もあります。しかし、その中で、地方自治体ではもう既に過疎地の保育園ですら民営化をしようという検討がなされています。しかし、今回の法律をだめだとかそういう方

向で申し上げているのではないんです。ないんですけれども、ここまでいろいろな面で、交付税が一番効いてくるんだろうと思うんですが、民営化と規制緩和が進むと、そういう立ち直る状況がなかなかつかないというような状況になつていくんじゃないかと私は思つてます。

特に子供たちの、保育園の民営化なんて、大都市圏の中心の人口の多いところはユニークな民営化というものが私は存在するかと思うんですが、過疎地までこうした方向で市や町が動いていくと大変な状況になる。そのことについて、少しだけ御結構です、コメントいただけたらと思います。

○増田国務大臣 民営化は、確かに大都市部とか人口の集積している地域でいろいろな可能性があるところが一番なじみやすいんだろうなというふうに思いますし、民間のノウハウを取り入れるというのは大変大事であります、私は、こういった民営化も含め、全国一律でやることではないくて、やはり地域の実情というものを踏まえた上で、さまざまな施策というのは導入していくべきなればならないであろうというふうに思っています。

ですから、まず制度の趣旨ですか、それから利点がどういう場合に發揮されるのかというのをよく事前に検討した上で、全国一律ということではなくて、地域地域に合った形で制度を導入していく、こういうことであろうというふうに思います。

○森本委員 それでは、屋外タンクの関係については、私の田嶋委員も改修猶予期間の見直しを強調されましたので、私もこのことは感じておりますから、そのことも申し上げようと思つたんだですが、ここではもう重なりますので、省略します。

この改修費用をどのように総務省は見積もつておられるのか、そしてこの企業経営に対する影響は、屋外タンクの地震対策についてどのように影響が出るとお考えなのか、数字があれば示してください。

○荒木政府参考人 タンクの耐震改修に要する経費でございますが、これはかなり大まかな推計の額でございますので、その点あらかじめ御了承いただきたいと思います。

対象タンクの種類別に申し上げますと、容量一万キロリットル以上のタンク本体と基礎・地盤の工事を見ますと、タンク本体で一億ないし二億円程度、基礎・地盤で一億ないし数億円程度、これは地盤の状況によってかなり幅があるようございます。それから、容量が一千キロリットル以上で結構です、コメントいただけたらと思います。

○増田国務大臣 民営化は、確かに大都市部とか人口の集積している地域でいろいろな可能性があるところが一番なじみやすいんだろうなというふうに思いますし、民間のノウハウを取り入れるというのは大変大事であります、私は、こういった民営化も含め、全国一律でやることではないくて、やはり地域の実情というものを踏まえたのように考えられておるのかということは答弁漏れだと思うんですが、このところは後から資料でこちらに提示していただけませんか。

○森本委員 私が申し上げているのは全体でということで、田嶋委員の質問のときにその数字が出たと思うんです。それと、企業経営への影響をどのように考えられておるのかということは答弁漏れだと思うんですが、このところは後から資料でこちらに提示していただけませんか。

○荒木政府参考人 ただいまの点につきましては、数字が出せるかどうかあれですが、よく検討しましてお答えさせていただきます。

○森本委員 それと消防の広域化推進計画、これは単刀直入に申し上げますが、十九年度に推進計画が策定できなかつた十七府県の状況をお聞かせください、どのようになつておられますか。

○荒木政府参考人 市町村消防の広域化推進計画につきましては、五月一日現在で、三十一都道府県が策定済み、未策定が十六団体ございますが、この未策定の団体につきましては、計画案に対する意見募集の手続を行つたり、広域化対象市町村の組み合わせ等について市町村と調整を行う等、現在、最後の詰めの段階に入つております。鋭意取りまとめ中であると伺つております。

これらの団体につきましては、引き続き、早期に策定ができますよう、助言等を行つてまいりましたと考えております。

費でございますが、これはかなり大まかな推計の額でございますので、その点あらかじめ御了承いただきたいと思います。

対象タンクの種類別に申し上げますと、容量一万キロリットル以上のタンク本体と基礎・地盤の工事を見ますと、タンク本体で一億ないし二億円程度、基礎・地盤で一億ないし数億円程度、これは地盤の状況によってかなり幅があるようございます。それから、容量が一千キロリットル以上で結構です、コメントいただけたらと思います。

○森本委員 この件については、平成十八年の消防組織法の改正時の附帯決議に対する趣旨を適切に理解し、反映をされてきたと総務省はお考えでございますか。そのところについて、大臣。

○増田国務大臣 お答え申し上げます。

えて繰り返しませんが、十八年に主に五項目について附帯決議がなされましたので、それらの事項については、その後、消防庁長官が定めた基本指針というものがございます、この中にそれを盛り込みまして、そして、その上で消防庁として必要な措置を講ずる、あるいは各公共団体に対して通知、説明会、さらにはヒアリングといつたようなことで、機会あるごとに周知と理解を求めてきましたところでございます。

○森本委員 この附帯決議の中に、今おつしやられました「関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないよう配慮すること」。このことが、自主性を配慮するということがややもすると少し抜けておらないのかなという心配を私はいたしております。

ですから、最後に念押しをさせていただきます。大規模の災害時には、市町村の意思を超えて、消防隊長官の指示により市町村の消防が活動されることになります。ですから、今後は、災害だけでなくなしにテロ活動へも出動があり得るというようなことになりますと、ややもすると国家統制が強まつていくのではないかというような、そういう危惧の念を持たれておられる消防関係者の方もおみえになりますので、そのことについて

は、大臣、行つたり来たりしますが、最後によろしくお願ひします。

○増田国務大臣 お答え申し上げます。

今回の改正、やはり大変大規模な災害が起きた場合の移動ということについて、そういう意味での二一ヶがあるという判断で改正を御提案させていただきました。

もとより、テロ等の場合に国家統制を強めるといつたような意図もございませんし、適切、緊急に、迅速に移動するということを可能にするためのものでございますが、こういった法改正の趣旨ですか、それから、やはり消防の役割といったようのことについて、関係者のみならず国民の十分な理解が必要でございますので、そうした理解を得るよう今後一層の努力をしていきたい、このように考えます。

○森川委員 ありがとうございました。終わります。

○馳委員長代理 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。

今回の法改正の理由の一つは、危険物施設において危険物の流出があつた場合に、なぜ流出をしたのか、その原因の調査ができるようにするものであります。総務省の説明ペーパーでも、「屋外タンク等からの危険物流出等の事故について、消防機関が原因調査を行うために、必要な措置を講ずることができるようになります。そこで、ここでの例示をしております屋外タンク貯蔵所に関して質問をしたいと思います。

最初に、屋外タンク貯蔵所の漏えい事故の件数及び、その中で五百キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所の漏えい事故件数について、平成六年の数字と平成八年の数字をそれぞれ紹介していただけますか。

○荒木政府参考人 屋外タンク貯蔵所の危険物流出事故につきましては、平成六年には十九件発生しておりますが、十八年には五十二件と増加をしているところでございます。このうち容量五百キ

ロリットル以上の大型タンクにつきましては、その危険物流出事故は、平成六年に三件でありましたが、平成八年には十八件となつてているところ

であります。

○塩川委員 五百キロリットル以上が、平成六年三件が、十八年には十八件と大幅にふえている。

大半が、出光ですとかコスモ石油とか新日本石油などの大手の石油元売事業者であります。

重ねてお聞きしますが、平成六年と八年を比較しまして、屋外タンク貯蔵所の漏えい事故が増加をしている原因、背景はどのようなもののか

か、消防庁として認識している点について伺わせてください。

○荒木政府参考人 危険物流出事故が増加していく要因についてのお尋ねでございますが、平成六年に屋外タンク貯蔵所において発生しました危険

物の流出事故十九件のうち、主な事故原因としまして、腐食等劣化によるものが七件、確認不十分によるものが三件、管理不十分によるものが二件となつてているところでございます。

また、平成十八年に発生した流出事故が五十二件ございますが、その事故原因を見ますと、腐食等劣化によるものが二十件、確認不十分によるものが六件、管理不十分によるものが十件となつているところでございます。

この事故件数の増加の理由としましては、高度経済成長期に建造されました危険物施設の老朽化に伴うもの、あるいは、長引いた不景気や国際競争の激化などにより企業における保安部門への投資が削減されていることなどが考えられるところ

でございます。

それから、屋外タンク貯蔵所に着目してのもの

といたましても、これは耐震性の強化を図るために、平成十六年に耐震改修の期限を二ないし三年繰り上げるようになりますが、危険物施設の安全確保に取り組んできたところでございます。

確保に取り組んできたところでございます。

したがいまして、こうしたこれらの従来から行っている取り組みとあわせて、今回の消防法の改正ということによりまして危険物施設の事故防

止対策をさらに強めていきたい、こういうふうに

止めたものでございます。

○馳委員長代理退席、委員長着席

○塩川委員 今回、調査権限の強化を図られるわけです。それ自身は重要なことであります。今御答弁がありましたが、この間、屋外タンク

貯蔵所における危険物の漏えいの事故の理由について、一点が老朽化に伴うものだ、二点が企業における保安部門への投資が削減をされているその理由として、一点が老朽化に伴うものだ、二点が企業におけ

る保安部門への投資が削減をされているという点

いう要因、理由に対応した消防庁としての事故防

けです。ですから、そういう点でも、そこに着目をし、対応した対策をとることが必要ではないかと考えています。

そこで、大臣に伺いますが、今、理由として述べてきました、老朽化に伴うもの、あるいは企業における保安部門への投資が削減をされている、

こういった原因、理由に対応して、消防庁として、政府としての漏えい防止対策はどのようなことを行つてきているのか、その点についてお聞かせください。

○増田国務大臣 お答えを申し上げます。

総務省消防庁では、平成十五年から、危険物関係業界あるいは団体、そして消防関係行政機関の参画を得まして、危険物等事故防止対策情報連絡会というものを開催してまいりました。そこで官民一体で事故防止を図るための方策を検討いたしましたとともに、毎年度、アクションプラン、正式には危険物事故防止アクションプランと呼んでいますが、このアクションプランを取りまとめまして、共通の認識、目標に基づいて事故防止対策を推進していく、こういうふうにしてきたところでございます。

それから、屋外タンク貯蔵所に着目してのものといたましても、これは耐震性の強化を図るために、平成十六年に耐震改修の期限を二ないし三年繰り上げるようになりますが、危険物施設の安全確保に取り組んできたところでございます。

したがいまして、こうしたこれらの従来から行っている取り組みとあわせて、今回の消防法の改正ということによりまして危険物施設の事故防

止対策をさらに強めていきたい、こういうふうに

止めたものでございます。

○塩川委員 老朽化に伴うものという点でのお話が、早目に改修を要請しているということです。

耐震改修の期限前倒しは当然のことですけれども、老朽化対応での早目に改修を要請するという

のは具体的にどういうふうにやつていてるんですか。そこをお聞きしたいんですけども。

○荒木政府参考人 先ほど申し上げておりますように、これまでの事故の要因を分析しますと老

朽化等が背景にあるというものが考えられますので、これらにつきまして、私どもも具体に、個別に一つ一つを、これとこれはいつまでにというこ

とは申し上げる基準もございませんので、できるだけ、これまでの経過年数等を勘案しまして、あるいは、施設の点検もいたしますのでそういった

点検の状況等を踏まえて、必要なものにつきましては早期に取り組んでいただくようにお願いして

止対策というのはどういうことを行つてているのか、そこをお聞きしたかつたんですけれども、いかがですか。

○荒木政府参考人 私ども消防庁としましては、ただいま大臣からお話をございましたように、関係の業界あるいは団体にも参加をいただきまして情報連絡会、これは危険物等事故防止対策情報連絡会という名称のものですが、こういった場を設けまして、これらの場で、先ほど来申し上げました事故の原因等、私ども、これは推測の部分がござりますが、やはり事故等の状況を見ますと先ほど申し上げたような要因が考えられますので、老朽化等のおそれがあるものにつきましてはできるだけ早目に改修いただくよう、そういうった場を通じまして要請しているところでございます。

いずれにしましても、今回の法改正によりまして、かなり今流出事故等がふえておりますが、そういう際に改修いただくよう、そういうった場を通じまして要請しているところでございます。

そこで、大臣に伺いますが、今、理由として述べてきました、老朽化に伴うもの、あるいは企業における保安部門への投資が削減をされている、

こういった原因、理由に対応して、消防庁として、政府としての漏えい防止対策はどのようなことを行つてきているのか、その点についてお聞かせください。

○増田国務大臣 お答えを申し上げます。

総務省消防庁では、平成十五年から、危険物関係業界あるいは団体、そして消防関係行政機関の参画を得まして、危険物等事故防止対策情報連絡会というものを開催してまいりました。そこで官民一体で事故防止を図るための方策を検討いたしましたとともに、毎年度、アクションプラン、正式には危険物事故防止アクションプランと呼んでいますが、このアクションプランを取りまとめまして、共通の認識、目標に基づいて事故防止対策を推進していく、こういうふうにしてきたところでございます。

それから、屋外タンク貯蔵所に着目してのものといたましても、これは耐震性の強化を図るために、平成十六年に耐震改修の期限を二ないし三年繰り上げるようになりますが、危険物施設の安全確保に取り組んできたところでございます。

したがいまして、こうしたこれらの従来から行っている取り組みとあわせて、今回の消防法の改正ということによりまして危険物施設の事故防

止対策をさらに強めていきたい、こういうふうに

止めたものでございます。

○塩川委員 老朽化に伴うものという点でのお話が、早目に改修を要請しているということです。

耐震改修の期限前倒しは当然のことですけれども、老朽化対応での早目に改修を要請するという

のは具体的にどういうふうにやつていてるんですか。そこをお聞きしたいんですけども。

○荒木政府参考人 先ほど申し上げておりますように、これまでの事故の要因を分析しますと老

朽化等が背景にあるというものが考えられますので、これらにつきまして、私どもも具体に、個別に一つ一つを、これとこれはいつまでにというこ

とは申し上げる基準もございませんので、できるだけ、これまでの経過年数等を勘案しまして、あるいは、施設の点検もいたしますのでそういった

点検の状況等を踏まえて、必要なものにつきましては早期に取り組んでいただくようにお願いして

○塩川委員　いや、基準もないけれども必要なも
いるという状況でござります。

のについては早目に改修を要請というんですと、必要なものという基準はないわけですが、そこがよくわからないんですけれども。

具体的に、早目に改修というと、どういう施設に対してもういうことを言つているんですね。年数で、あるいは七〇年以前のものとか、そういう点で具体的に要請をされているんでしようか。一般的に言つているのではなくて、個別の施設を念頭に置いた要請をされているということなんでしょうか。

○荒木政府参考人 私どもは、昭和五十二年以前に設置されたものにつきましては、できるだけ早期に改修をしていただくようにお願いをしている

○**塩川委員** いや、積極的に取り組むというかけ声ではなくて、具体的に、投資が削減されるのが事故がふえている要因ということであれば、投資の額をふやしてくれ、あるいは維持してくれとう要請をしているということなんですか。

○**荒木政府参考人** 再三お答えしますように、アクションプランは企業も業界も入りましたその中でまとめるものでございますので、企業におきましても自主的、主体的に取り組んでいただくということで、その中に位置づけをしている。私どもは当然、そういったことで、自主的に、積極的に取り組みたいたくことを期待している。消防庁としては、それを要請するということで取り組んでいるところでございます。

平成六年度には四万六千二百七十一施設に対しまして立入検査を実施しております。これは、その時点の屋外タンク貯蔵施設が八万五千九十八ありますので、それの五五%に対しても実施をしたことになります。

また、平成十八年度には三万五十九十八施設に對しまして立入検査を実施しておりまして、これは対象施設七万一千七百五十七施設の約四九%に当たるところであります。

○**塩川委員** 立入検査の件数も割合後退をしていくわけですね。事故予防対策として屋外タンク貯蔵所など危険物施設への立入検査を強化する必要がある。あわせて、立入検査を行う要因そのもののは、この間、予防要因はふえております。しかし、現場に行く立入検査の数は減っているわけでですから、そういう点での予防対策の強化が具体的に現場の実情を踏まえて行われることが求められているんだろうと思います。

は、学校が倒壊をいたしまして、多くの児童が生き埋めになつたということです。きょうの新聞ですか、ベンを握り締めた腕が露出をして、その児童はもう亡くなつてゐるわけですけれども、そういう痛ましい写真が新聞に出ていました。

そこで、これはもうよそごとではないわけでありまして、我が国においても、いわゆる東海地震を初めとして、多くの地域で地震が間違なく起ころうということが言われておりますし、そういう事態を思えば思うほど、全国の学校における耐震性はどうなつておるんだろうか、あるいは補強工事はどうなつておるのか、あるいは今後の計画はどうなつておるのか、このことをまずお聞きしたいと思います。

の増川委員 あともう一点の企業における保安部門への投資が削減をされている、これが漏えい事故が増加をしている要因になつてゐるんですが、この点についてはどういう対応策をお考えなんですか。

の行政参考人たたいまの保守管理に要する。経費の面での取り組みにつきましては、先ほどのアクションプランを毎年度具体に、今年度はこう

いつたことについて取り組もうというようなことを、業界も入りました先ほどどの会議で決めている

われてこざりますか。保守点検にござまして、企業も経営状況が厳しい中ですが、取りまとめるアクションプランの中に盛り込みまして、それぞれ

の企業においてしっかりと取り組んでいただいて
いるところでございます。

そのアクションプランの中には投資が削減されているから投資をふやしてくれ、あるいは維持してくれという要請をされるということ

○荒木政府参考人 これは関係業界も参画いただ
なんですか。

で、それぞれの企業においてもこのアクションプランに基づいて積極的に取り組んでいただくとい

○**塩川委員** いや、積極的に取り組むというかけ声ではなくて、具体的に、投資が削減されるのが事故がふえている要因ということであれば、投資の額をふやしてくれ、あるいは維持してくれとう要請をしているということなんですか。

○**荒木政府参考人** 再三お答えしますように、アクションプランは企業も業界も入りましたその中でまとめるものでございますので、企業におきましても自主的、主体的に取り組んでいたぐといふことで、その中に位置づけをしている。私どもは当然、そういったことで、自主的に、積極的に取り組みいたぐことを期待している。消防庁としては、それを要請するということで取り組んでいるところでございます。

○**塩川委員** 事業者の対応を期待しているということになります。事業者がそういう点で安全対策を軽視するような状況が生まれるのではないかと、いう懸念があるのであれば、規制官庁としての対策を強化すべきであります。例えば立入検査などを積極的に活用すべきなのではないかと思うわけですね。

そこで、平成六年度と十八年度を比較して、屋外タンク貯蔵所に対する立入検査の数はふえてい るんでしょうか、どうなんでしょうか。平成六年度と十八年度の屋外タンク貯蔵所に対する立入検査の数を示してくださいだけますか。

○**荒木政府参考人** 危険物施設の立入検査の件数でございますが、平成六年度には三十万九千七百八十七の施設に対しまして立入検査を実施したところでございます。これは、その時点の対象施設が五十五万五千三百九十八ございましたので、その五五%に対しして実施しております。

また、平成十八年度には二十三万三千二百六十 七施設に対しまして立入検査を実施しておりま す。これは、その時点の対象施設の約四七%に対してのものでございます。

このうち、屋外タンク貯蔵所に関しましては、

平成六年度には四万六千二百七十一施設に対しまして立入検査を実施しております。これは、その時点の屋外タンク貯蔵施設が八万五千九十八ありますので、それの五五%に対し対して実施をしたことになります。

また、平成十八年度には三万五十九十八施設に對しまして立入検査を実施しておりまして、これは対象施設七万一千七百五十七施設の約四九%に当たるところであります。

○**塩川委員** 立入検査の件数も割合後退をしているわけですね。事故予防対策として屋外タンク貯蔵所など危険物施設への立入検査を強化する必要がある。あわせて、立入検査を行う要因そのものは、この間、予防要因はふえております。しかし、現場に行く立入検査の数は減っているわけで、そこから、そういう点での予防対策の強化が具体的に現場の実情を踏まえて行われることが求められているんだろうと思います。

この間、規制緩和措置として開放検査の周期の延長なども行われていて、そういう方向は實際逆方向なんじゃないのかということが問われていると思うわけです。政府としての漏えい防止対策がもう一段強められなければいけない、そういう点で、事業者任せの自主検査の導入を行うような規制緩和要求が出されているという点は筋違いだということも述べまして、質問を終わります。

○**渡辺委員長** 次に、重野安正君。

○**重野委員** 社会民主党的重野安正です。

質問いたします。

まず、ミャンマーにおける大水害、中国四川省における大地震では、本当に多くの人々が被災をし、今なお救援活動が国際的な規模で行われております。我が国の緊急援助隊の皆さんも、献身的な活動をされました。まず、犠牲になられた人々の冥福をお祈りし、行方不明者の一日も早い発見、救助を願つております。そのためにも、日本として引き続き精いっぱいの協力を政府にお願いしたいと思います。

さて、今回の災害で特に痛ましく思いましたの

は、学校が倒壊をいたしまして、多くの児童が生き埋めになつたということです。きょうの新聞ですか、ペンを握り締めた腕が露出をして、その児童はもう亡くなつてゐるわけですけれども、そういう痛ましい写真が新聞に出ていました。

そこで、これはもうよそごとではないわけでありまして、我が国においても、いわゆる東海地震を初めとして、多くの地域で地震が間違なく起ころういうことが言われておりまして、そういう事態を思えば思うほど、全国の学校における耐震性はどうなつておるんだろうか、あるいは補強工事はどうなつておるんだろうか、あるいは今後の計画はどうなつておるのか、このことをまずお聞きしたいと思います。

○岡政府参考人 お答えいたします。

先生お尋ねの公立小中学校施設の耐震化率でございますけれども、平成十九年四月一日現在、五八・六%という形になつております。

耐震化的計画でございますけれども、昨年十二月に政府において取りまとめた生活安心プロジェクト等において、大規模地震により倒壊等の危険性が高い公立小中学校施設、これは約一万棟でございますけれども、一万棟については、今後五年をめどに耐震化を図るという方針を示したところでございます。

文部科学省といたしましては、地震補強事業に係る国の補助率について、一般的な改修に比べかさ上げを行つております。また、予算につきましても、平成十九年度補正予算及び二十年度当初予算において所要の額を計上したところでございます。さらに、地方財政措置につきましても、従来一部地域に限られていた措置が、平成十九年度に全国に拡大されたところでございます。

文部科学省としましては、今後とも、公立学校施設の早期の耐震化に向けて最大限努力してまいりたいと考えているところでございます。

○重野委員 私もいろいろ調べてみたんですけれども、例えば、耐震診断調査ですね、耐震診断、この実施率を調べてみましたら、小中学校で九三

%、幼稚園は六八・九%。それに基づく耐震化工事をやつて率が上がるわけですけれども、それが、今説明がありましたように、五六%台ですが、幼稚園においては五二・二%と、概して幼稚園の率が低いんですね。

教育現場においては一番弱者ですね、適応能力も弱いし、そういう児童の施設における実施率あるいは耐震化率が低いというのは、私は問題だと思いますんですね。今度でも、学校が倒壊して、何百人ですかね。あれを見ると、学校というのは、子供はみんな集団で部屋に入っているわけですね。起こった場合に一番被害を受ける可能性が高い施設なんですね。そういうところはやはり最優先でやるべきだ。

同じように、これは文科省の所管いやありますんが、例えば特別養護老人ホームであるとか病院であるとか、こういう、いうところの弱者が集まる施設については私は最優先でやるべきだと思うんですが、そういう法則みたいなものがあるのかどうか。

これは、消防庁長官、そういう施設については一般のものは違つて優先してしなきやならぬとかいうのが法律のどこかに書かれているんでしょうか。通告していませんが、その点についてお聞かせください。

○荒木政府参考人 ただいま委員御指摘の、法令等に基づきます、優先順位をつけて義務づけるといふものはないと思いますが、これは、各地方団体におきまして、公共施設等を設置している設置主体におきまして、限られた財源の制約がある中でございますが、やはり緊急度の高いものから優先順位をつけて実施していただき。

私ども総務省としましても、こういった耐震化工事のための財政措置につきましては、耐震のための需要額の算入もいたしておりますし、普通交付税上の措置も講じておりますし、また、事業を行なう際には、交付税の措置につきましては地方債等も財源措置をするようにしているところでございま

○重野委員 私は、この問題については、やはり最優先にやるという誘導措置がないと、なかなか自治体は予算の見合い等々で、やりたくてもやれないと思うんですね。

これは私は、東海地震云々という話が出るというように、非常に関心の高い部分、それに付随をして、それに対応する措置、しかも学校現場といふのは弱者が集まっているところですから、それはやはり、きっちりとそれができるような、そういう仕組みを消防庁も考えなきやいかぬし、文科省もそういうインセンティブを働くを働かせる、そういうことをしないと、やはりこの率は急速に上がつていくということにはならぬと思いますね。その点はひとつ十分配慮してやっていただきたいと思いります。

ですが、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

態があるんじゃないですか。そこら辺についての意識、消防庁としてどういう認識を持つておられるのか、そしてこれら対策はどういうふうに講じようとしているのか、その点についてお聞かせください。

%、幼稚園は六八・九%。それに基づく耐震化工事をやつて率が上がるわけですが、それども、それが、今説明がありましたように、五六%台ですが、幼稚園においては五一・二%と、概して幼稚園の率が低いんですね。

○重野委員 私は、この問題については、やはり最優先にやるという誘導措置がないと、なかなか自治体は予算の見合い等々で、やりたくてもやれないと思うんですね。

これは私は、東海地震云々という話が出るというように、非常に関心の高い部分、それに付随をして、それに対応する措置、しかも学校現場といふのは弱者が集まっているところですから、それはやはり、きっちりとそれができるような、そういう仕組みを消防庁も考えなきやいかぬし、文科省もそういうインセンティブを働くを働かせる、そういうことをしないと、やはりこの率は急速に上がつていくということにはならぬと思いますね。その点はひとつ十分配慮してやっていただきたいと思いります。

ですが、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

意識があるんじゃないですか。そこら辺についての意識、消防庁としてどういう認識を持つておられるのか、それから対策はどういうふうに講じようとしているのか、その点についてお聞かせください。

○**荒木政府参考人** 近年の危険物の流出事故の増加の理由としましては、高度成長期に建造された危険物施設の老朽化に伴うもの、長引いた不景気や国際競争の激化などにより企業における保安部門への投資が削減されていることなどが考えられるところであります。

○**重野委員** これも、例えばタンクの場合を例にとるわけですから、小さいタンク等々は、それを保有している企業もどちらかというと弱小企業なんですよね。そういうところに安全性を確保するための工事をやれと言つたって、先立つものがございませんというふうな形でなかなか進まない。言う以上は、そういう財政的な措置というのもかみ合わせた誘導措置を持つていかないと実を上げないんじゃないのか、このように私は思うんですね、そういうふうに増加傾向にある。その最大の要因はどこにあるのかという点について、消防庁はどういうふうな理解をしているんでしょうか。

○重野委員 十八年の資料ですけれども、対象が
三千六百三十三、適合施設が七百三十四で未適合
が二千八百九十九、七九・八%は未適合、こうい
う数字があるわけですね。これはやはり相当に説
導していくかないと、未適合をゼロにすることは難
しいと私は思つんですね。そこら辺についてはひ
とつ、今長官も申されましたけれども、積極的に
対処していくかないと、これは言うだけで終わって
と考えております。

運用開始からおおむね七年目に実施することとされております。

さらに、平成十九年三月に策定された消防用車両の安全基準においては、二度目以降のオーバーホールにつきましては、前回の実施から五年間に至る前に実施をすることとされているところでございます。

実際のはしご自動車のオーバーホールの実施の状況でございますが、平成十四年十一月に行いま

ホールは、運用開始から七年でオーバーホールし、なきやならぬ、使用時間千五百時間ですね。ところが、このオーバーホールというのがとてつもなく金がかかる、四千万円だという数字も聞いておられます。

はしご車一台が、十五メートル級で五千万円、四十メートルで一億八千万円、それに対してオーバーホール四千万というのはべらぼうに高いですね。だから、できないんですね。買ったのはいいけれどもオーバーホールするお金がない、これはやはり問題だと私は思つんですね。

ここのことろをどうするのか。これはどの消防本部においても頭痛の種だと思いますよ。だから、結果的に法律違反のまま進んでいるという事ら、

運用開始からおおむね七年目に実施をすることとされております。

多くの時間と、ただいまお話をございましたように、多額の費用を要するなど、消防本部によつてはかなりの負担となつてゐる場合があるというふうに認識をしております。

○重野委員 時間が来ましたから終わりますけれども、消防庁はいろいろな指針を出して消防の能力を高めると、高める、努力せよというのことはわかります。問題は、地方自治体あるいはその財政状況というのは御案内のとおり、これも総務省

運用開始からおおむね七年目に実施することとされています。
さらに、平成十九年三月に策定された消防用車両の安全基準におきまして、二度目以降のオーバーホールにつきましては、前回の実施から五年間に至る前に実施をすることとされているところでございます。
実際のはしご自動車のオーバーホールの実施の状況でございますが、平成十四年十一月に行いましてしたアンケート調査の結果によりますと、はしご車等を保有している六百二十八団体中四百三十二団体、六七%に当たりますが、こちらの団体で一回以上実施をしております。導入からの実施経過年数は、平均で十・九年となつてているところでございます。
先ほど申しました基準策定後の実施状況については、現時点では把握をしてございませんが、オーバーホールは、はしごやターンテーブル等の機器を車両から取り外して分解点検するもので、

第一類第二号 総務委員会議録第二十号 平成二十年五月二十日

省のこの間の政策誘導によつて、今、自治体は瀕死の状態にあるんですね。そういう中で、消防庁の要請を容易に受け入れることのできない、そういう実態が顕在化している。そこら辺の問題意識はしつかり持つていただいて、言う以上は国も面倒を見るというところをやはり明確にしていただきたいと、地方の消防力は弱体化していく、このように申し上げまして、質問を終わります。

○渡辺委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○渡辺委員長 これより討論に入るのありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○渡辺委員長 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○渡辺委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○渡辺委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、今井宏君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。黄川田徹君。

○黄川田委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

消防法及び消防組織法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、大規模地震に伴う危険物施設の流出、破損

等の事故により甚大な被害の発生が懸念されることにかんがみ、関係各省の密接な連携の下に、危険物施設の耐震化を促進するなど、安全対策を一層強化すること。また、地下貯蔵タンク等については、腐食等経年劣化が流出事故の大きな要因となつてゐることから、その種類や設置環境等に応じた腐食防止・抑制策を推進し、事故防止に努めること。

二、危険物施設における危険物の流出等の事故の調査体制については、効果的・効率的な調査を確実に実施することができるよう、全国の消防本部において、事故調査マニュアルを整備するとともに、必要な消防職員を確保し、調査能力や技術の向上を図ること。また、調査結果については、技術基準等への速やかな反映を図るとともに、関係機関における情報共有体制を構築すること。

三、緊急消防援助隊については、活動規模の増大や大規模地震発生への懸念にかんがみ、登録部隊の計画的な増強及び施設・設備等の充実強化を推進するとともに、消防応援活動調整本部の設置や関係機関との連携などに関する実践的な訓練を行い、指揮・連携能力の向上に一層努めるほか、特殊災害への対応力を確保を図ること。また、緊急消防援助隊の活動の拡大等に伴い、都道府県の役割が増大することにかんがみ、都道府県の災害に対する即応体制の強化に努めること。

四、災害発生時に広範な被害状況を迅速に把握するため、消防防災ヘリコプターによる災害映像伝送システムについては、中継車や可搬型受信装置の普及を含め全国的な映像受信範囲の拡大を図るとともに、通信衛星へ直接伝送する技術について検討を重ねること。また、防災行政無線については、早急に整備率の向上を図るとともに、デジタル化に向けて適切な財政支援を措置すること。

五、大規模地震の発生時において、初動及び応急対応の防災拠点となる病院、学校、公

民館等の公共施設について、早期に耐震化を完了すること。また、消防団の地域防災に果たす重要性にかんがみ、常備消防との連携体制を強化するとともに、団員の確保及び装備等の充実を行い、その活性化を図ること。

以上であります。

○渡辺委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○渡辺委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○渡辺委員長 〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○増田国務大臣 この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。増田国務大臣。

○増田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○渡辺委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律

（消防法の一部改正）

第一条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の三の二 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物の流出その他の事故(火災を除く。以下この条において同じ。)であつて火災が発生するおそれのあつたものについて、当該事故の原因を調査することができる。

市町村長等は、前項の調査のため必要があるときは、当該事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に對して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求める。又は当該消防事務に従事する職員に、これらの場所に立ち入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他当該事故に關係のある工作物若しくは物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

第四条第一項ただし書き及び第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

消防厅長官は、第一項の規定により調査ができる。この場合においては、前二項の規定があつた場合には、同項の調査をすることが求められる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第十六条の五第一項中「市町村長等は」の下に「第十六条の三の二第一項及び第二項に定めるもののほかを加え、「又は取扱」を「又は取扱い」に改める。

第四十四条第二号中「第四条」を「第四条第一項、第十六条の三の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

平成二十年五月二十六日印刷

平成二十年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A